

(作成例)

〇〇〇〇(医療機関名)原子力災害時避難計画

第1 総則

(目的)

1 この計画は、石川県地域防災計画(原子力災害対策編)第2章第11節に基づき、〇〇〇〇(医療機関名)における原子力災害対策について必要な事項を定め、志賀原子力発電所の原子力事故による災害から、入院患者等を安全かつ迅速に避難させることを目的とする。

- ・ 避難計画の作成にあたっては、施設内での体制づくりおよび職員間での情報共有を図るため、施設管理者と入院患者の状況を熟知した職員で構成する委員会等を設置するなど、施設内の全部門、全職種からの参加を得て検討すること。
- ・ 市町の地域防災計画が改訂された場合などには、必要に応じ避難計画の見直しを行うこと。

(管理者の役割)

2 施設管理者は、本計画に基づき、施設職員を指揮し、原子力災害対策を総合的に推進するために必要な措置を講ずるものとする。

(職員の役割)

3 施設職員は、施設管理者の指揮のもと、入院患者等の人命の確保のため、本計画に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

(入院患者の役割)

4 施設入院患者等は、原子力災害から身を守るため、施設管理者および施設職員の指示に従うものとする。

(地域住民等との連携協力)

5 原子力災害対策の実施については、行政機関、近隣他施設、地域住民および入院患者の家族等と十分連携協力して行うものとする。

- ・ 原子力災害時において施設の孤立を防ぎ、安全かつ迅速な避難を行うために、市町の避難訓練等への参加を計画するなど平常時から地域との協力体制を構築するよう努めること。

(作成例)

第2 平常時の対応

(災害対応組織の計画)

6 施設管理者は、原子力災害に適切に対応するために必要な災害対応組織を別表1によりあらかじめ定めるものとする。

- ・ 施設内の全部門、全職種からの参加を得て、施設の規模・実情に応じた災害時の指揮命令系統及び役割分担を具体的に決めておくこと。
- ・ 原子力災害発生時における避難を安全かつ迅速に行うため、施設の規模等に応じて、役割分担および指揮系統を明確にした組織を編成すること。
- ・ 例えば、災害時における情報収集、連絡調整、安全確認、応急物資確保、避難誘導といった役割ごとに班を編成し、その業務内容をわかりやすく、できる限り詳細に決めておくこと。
- ・ 参考までに、「災害対応組織」を別表1のとおり例示。

(緊急連絡体制等の整理)

7 施設管理者は、原子力災害に備え、緊急時における情報収集連絡体制及び施設内の緊急連絡体制を別表2によりとりまとめ、職員間で共有するものとする。

- ・ 次に掲げる内容は必ず事前に決めておくこと。
 - ①原子力災害時における市町等関係機関からの情報収集・伝達方法
 - ②職員間の情報伝達体制
 - ③時間帯に応じた確実な情報伝達方法および代替手段
 - ④入院患者の家族等への連絡方法
- ・ 大規模自然災害等による情報伝達手段（電話・FAX等）の機能喪失を想定して、複数の伝達手段を確保しておくこと。
- ・ 夜間、早朝、休日における非番職員の招集・参集方法は、役職、居住地、交通手段等を考慮して決定すること。
- ・ その際、職員ごとに、参集手段（徒歩・通常の通勤手段など）によって、どの程度の時間で参集できるか確認しておくこと。
- ・ 不足の事態により指定していた参集可能職員が参集できない場合または参集が遅れる場合に備えて、あらかじめその代替人員と代理順位（居住地が近い順、先に到着した順など）を定めておくこと。
- ・ 必要に応じて、自主防災組織等や他施設への支援要請など連携の構築も検討すること。
- ・ 参考までに、「緊急連絡先一覧」を別表2のとおり例示

(作成例)

(避難体制の整備)

8 施設管理者は、市町等関係機関と連携して、あらかじめ避難先病院、避難経路、避難手段及び避難方法について別表3のとおり定めるものとする。

- ・ 避難先病院・避難経路・避難手段・避難方法の選定等に関しては、県、市町等と連携・協力して取り組むこと。
- ・ 避難先病院は、志賀原子力発電所から30km圏外で選定を行うこと。
- ・ 入院患者の避難を安全かつ迅速に実施するための支援体制（避難誘導者の人数・職種、必要な資機材など）を定めておくこと。
- ・ 早期退院が可能な入院患者の家族等への引き渡しについて、その可能性と方法を家族等とあらかじめ確認しておくこと。

(原子力災害防災教育、訓練の実施)

9 施設管理者は、原子力災害時において適切な行動がとれるようにするため、原子力災害についての職員の理解と関心を高める原子力災害防災教育を行うとともに、市町等の協力を得て、避難等の防護措置の円滑な遂行を図るため、原子力災害避難訓練等を実施する。

- ・ 教育内容は、次の内容を含むものとする。
 - ①原子力災害に関する基礎的知識
 - ②避難計画の周知徹底
 - ③原子力災害時に職員が具体的にとるべき行動に関する知識
 - ④避難先病院、避難経路、避難手段、避難方法その他避難対策に関する知識
 - ⑤非常持出品の準備等防災対策に関する知識
 - ⑥避難生活に関する知識
 - ⑦その他原子力災害防災対策について必要な知識
- ・ 避難開始時には集団で避難することになるため、役割分担、行動手順、避難先病院、避難経路、避難誘導方法は重点的に研修を行うこと。
- ・ 実動訓練や机上訓練を問わず訓練時には、「実際の避難時に混乱すると思われる点を重点的に確認する」など目的を明確にして行うこと。
- ・ 避難訓練は、入院患者の実態に応じたものとなるよう工夫して行うとともに、訓練実施後は、必ず検証を行い、課題等がある場合は、それを避難計画に反映させること。
- ・ 避難訓練の実施回数は、法令や条例に定めがある場合は、それに従うこと。
- ・ 避難訓練の実施に当たっては、消防署や地域の自主防災組織等の協力を得るほか、地元自治体の訓練にも参加するよう努めること。

(作成例)

(備蓄および点検)

10 (1) 施設管理者は、食糧・飲料水・医薬品等の備蓄、入院患者の移送に必要な資機材の確保、非常用自家発電機等の整備を行うとともに、これらの点検を定期的に行うものとする。

(2) 備蓄物資の種類及び数量は、別表4のとおりとする。

- ・ 避難の長期化に備え、入院患者および職員が最低限度の生活を維持できるよう、3日分程度の食糧、飲料水、医薬品等を備蓄するよう努めること。(飲料水については、1日1人3リットルを基準とする。)
- ・ 入院患者の特性に応じた生活物資や資機材をリストアップするとともに、備蓄した食糧や医薬品は有効期限切れにならないよう、定期的に在庫チェックし、常に必要量を確保するよう努めること。
- ・ 日頃から防災設備や非常用発電設備等施設設備の点検を行い、異常がある場合や不備欠陥設備等については速やかに改善すること。
- ・ 施設の耐震性・耐火性を確保するとともに、放射線からの影響を低減させるために窓等の気密性を向上させるよう努めること。
- ・ 避難生活を余儀なくされ、長期間、施設に戻れなくなる場合に備えて、常時、暖房器具類の管理はもとより、危険物の保管状況についても、十分に点検・確認を行い、異常がある場合や不備欠陥設備等については速やかに改善すること。

第3 災害時の対応

(災害対応組織の設置)

11 施設管理者は、市町等から、志賀原子力発電所で全交流電源の喪失が5分以上継続するなど重大なトラブルが発生したという情報を入手した場合には、施設内に7によりあらかじめ定めた施設管理者を本部長とする災害対応組織を設置する。

- ・ 夜間等避難誘導者等が不足・不在の場合の初動対応を円滑に進めるため、少人数体制における初動対応も確認しておくこと。

(本部長および副本部長の職務)

12 (1) 本部長は、原子力災害応急対策の実施全般についての一切の指揮を行うものとする。

(2) 副本部長は、本部長を補佐し、避難状況を取りまとめ、本部長に事故があるときは、副本部長がその職務を行う。

- ・ 本部長だけではなく、各班の班長にも代理者を置くこと。

(作成例)

(情報の伝達および応援要請)

- 13 (1) 原子力事故等に関する情報を収集した者は、速やかに連絡調整班に報告しなければならない。
- (2) 連絡調整班は、原子力事故等の情報を収集した場合は、直ちに本部長に報告するとともに、緊急連絡先一覧をもとに、市町の災害対策本部等と連絡を取り、正確な情報の収集と避難誘導等の応援要請を行う。
- (3) 連絡調整班は、本部長の指示のもとに、原子力災害時緊急連絡先一覧により、非番職員に本部長の指示等を連絡する。
- (4) 少人数体制での勤務中に原子力事故等が発生した場合においては、非番職員は招集によりまたは自発的に参集すること。

- ・ 原子力災害発生後の初動対応とその後の避難活動を安全かつ迅速に行うために、関係者間の連携不足による情報の受伝達に混乱が生じないようにすること。
- ・ 地元自治体の発表情報やテレビ、ラジオなどの災害情報など、最新の情報を把握すること。
- ・ 原子力災害に関する正確な情報の収集と避難対応の伝達を行うため、速やかに市町災害対策本部の担当窓口と連絡し、今後の情報伝達手段や方法を確認するなど緊急時連絡体制を確立すること。
- ・ 市町の災害対策本部とは可能な限り継続的に連絡を取り合い、施設の対応状況や支援要請を伝達すること。
- ・ 必要に応じて、他施設や自主防災組織等への支援要請を行うこと。

(施設の安全確認)

- 14 安全確認班は、原子力事故等が発生した場合は、施設および危険物の安全確認、消防用設備の配備を行うとともに、屋内退避および避難に備えた措置を講じる。

- ・ 複合災害を想定した施設設備の安全確認を行うほか、窓を閉めるなど原子力災害特有の対応を行うこと。

(応急物資の確保)

- 15 応急物資班は、原子力事故等が発生した場合は、食糧、飲料水、医薬品、介護用品等、入院患者移送資機材、原子力防災資機材および非常用自家発電機を確保する。

- ・ 屋内退避や避難の長期化に備え、あらかじめ作成した備蓄品・非常持出品リストをもとに、入院患者の状況に応じた物資を必要量確保すること。

(作成例)

(屋内退避準備)

16 本部長は、市町災害対策本部から屋内避難準備に関する情報を収集した場合は、各班を指示し、入院患者の屋内退避準備をさせるものとする。

- ・ 入院患者には、原子力事故等や防護措置に関する正確な情報を伝達して、同様や不安の軽減に努めること。

(屋内退避)

17 (1) 本部長は、市町災害対策本部から屋内退避指示があった場合は、その指示に基づいて、各班を指揮し、適切な屋内退避措置を講じる。なお、入院患者のうち、早期退院が可能な患者については、退院を勧奨し、退院にあたっては、あらかじめ定めた方法により家族等への引継ぎを行うものとする。

(2) 入院患者は、職員の指示に従うものとする。

- ・ 屋内退避時には、すぐに施設内(屋内)に入り外に出ないようにし、ドアや窓を全部閉め、換気扇などを止めて、目張りするほか、窓から離れて施設の中央に退避するなど放射性物質の吸入抑制や放射線を遮へいするよう、できる限りの措置を取って被ばくの低減を図ること。
- ・ 外から帰ってきた者は顔や手を洗い、食品にはフタやラップをするようにすること。

(避難準備)

18 (1) 避難誘導班は、原子力事故等が発生した場合は、本部長の指示に従い、入院患者に現在の状況を伝達し、入院患者の安全確認を行うとともに、不必要な不安および動揺を与えないようにするものとする。

(2) 本部長は、市町災害対策本部から避難準備に関する情報を収集した場合は、避難誘導班を指示し、入院患者の避難準備をさせるものとする。なお、入院患者のうち、早期退院が可能な患者については、退院を勧奨し、退院にあたっては、あらかじめ定めた方法により家族等への引継ぎを行うものとする。

(3) 本部長は、市町災害対策本部に対し、入院患者等の人数、避難に必要な車両や資機材の調達および支援者の派遣など避難に関する情報提供を行うものとする。

(作成例)

- ・ 入院患者の状態を十分に把握した上で、心身の状態を悪化させないように留意しながら、避難準備に取り掛かること。
- ・ 入院患者には、原子力事故等や防護措置に関する正確な情報を伝達して、同様や不安の軽減に努め、安全な避難行動が取れるよう誘導すること。
- ・ 災害時要援護者の避難には相当な時間を要するという理由により、入院患者がいる医療施設には、原子力事故等の発生後直ちに避難準備や避難指示が出されることも想定されるので留意すること。

(避難)

- 19 (1) 本部長は、市町災害対策本部から避難指示があった場合は、その指示に基づいて、各班を指揮し、入院患者および職員を避難させるものとする。なお、避難手段等の確保に時間を要する、避難することにより入院患者等の心身の状態が悪化するおそれがある等の場合には、屋内退避を検討すること。
- (2) 搬送が困難な患者については、症状が安定するまで、気密性の高い部屋に退避する。
- (3) 搬送する入院患者は、避難先病院と受入れのマッチング（避難先病院が複数ある場合）、および適切な搬送手段が確保された者から、順次、避難を開始する。
- (4) 入院患者は、職員の指示に従うものとする。
- (5) 連絡調整班は、避難先病院に出発予定時刻、到着予定時刻等を連絡する。
- (6) 連絡調整班は、入院患者の家族に避難先、出発予定時刻、到着予定時刻等を連絡する。
- (7) 避難誘導班は、避難車両に同乗して避難中の入院患者のケアを行う。
- (8) 避難誘導班は、避難先病院に到着後、本部長に連絡する。
- (9) 応急物資班は、避難先病院で使用する物資、資機材等を搬送するものとする。
- (10) 本部長は、入院患者を避難させた場合には、市町災害対策本部に報告するものとする。

(作成例)

- ・ 避難時には、必要な避難手段を確保した上で、避難計画に定めている避難方法により入院患者を安全に避難誘導して、市町等災害対策本部からあらかじめ指定された避難経路によりあらかじめ指定された避難先病院に迅速に避難すること。
- ・ ただし、実際に発生した原子力災害の状況によっては、そのときに市町等災害対策本部が指定した避難先病院、避難経路、避難手段により避難する可能性がある。
- ・ 避難の実施に当たっては、その時の状況に応じた判断を行い、被ばくを回避する措置を講じること。
- ・ 災害用伝言ダイヤルサービスなど、事前に定めている原子力災害時の連絡方法により、家族等に入院患者の状況を伝達すること。
- ・ 家族等への引継ぎを行う場合は、あらかじめ確認していた方法により実施し、家族等が勝手に連れ帰ることがないように、職員立会のもと、入院患者や引受者の氏名、引継時刻を記録し、県および市町災害対策本部に対して、速やかにその旨を連絡すること。
- ・ 屋内退避をした場合、避難開始した場合、入院患者を避難先病院まで避難させた場合などの施設の対応状況は、その都度、県および市町災害対策本部に対して連絡すること。

4 避難先の対策

(避難先病院における医療支援等)

20 施設職員は、避難先病院における医療活動に協力する。

(入院患者等の健康状態の把握・健康管理 および入院患者家族等への連絡)

21 施設職員は、入院患者の避難完了時および入院患者の健康状態に変化があった場合には、入院患者家族および関係機関等へ連絡する。